

防地地（事）第 2 4 7 号
令和 7 年 4 月 1 日

各地方防衛局長 殿

事務次官
(公印省略)

民生安定施設の吹付石綿の処理に係る補助の割合について（通達）

標記について、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和 4 9 年政令第 2 2 8 号）第 1 2 条及び附則第 4 項の規定に基づき、別紙のとおり定められたので通達する。

なお、民生安定施設の吹付石綿の処理に係る補助の割合又は額について（防地防第 9 1 0 0 号。2 5．6．2 7）は、廃止する。

添付書類：別紙

民生安定施設の吹付石綿の処理に係る補助の割合について

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）第8条に基づく助成（同法附則第2項による廃止前の防衛施設周辺の整備に関する法律（昭和41年法律第135号）第4条に基づく助成を含む。）により、吹付石綿（石綿を含有するロックウールを含む。以下同じ。）を使用して整備された施設（以下「吹付石綿使用施設」という。）の吹付石綿の処理について、防衛大臣が定める補助の割合は、次のとおりとする。

ただし、令和7年度以降の年度の予算に係る国の補助（令和6年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき令和7年度以降の年度に支出すべきものとされた国の補助を除く。）について適用し、令和6年度以前の年度の予算に係る国の補助で令和7年度以降の年度に繰り越されたもの及び令和6年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき令和7年度以降の年度に支出すべきものとされた国の補助については、なお従前の例による。

- 1 吹付石綿使用施設のうち、民生安定施設の助成に係る補助の割合について（防地地（事）第237号。令和7年4月1日）別紙第1の表の左欄に掲げる施設に係る補助の割合は、それぞれ同表の中欄又は右欄に掲げる割合とする。
- 2 次に掲げる吹付石綿使用施設に係る補助の割合は、補助の対象とする経費の3分の2とする。
 - (1) 農業用施設（農民研修施設及び農民集会施設に限る。）
 - (2) 林業用施設（林業研修施設に限る。）
 - (3) 漁業用施設（漁民研修施設に限る。）
 - (4) 市町村の主たる事務所
 - (5) 商工業に関する調査研究、研修若しくは指導又は商工業者の集会の用に供する施設
- 3 吹付石綿使用施設のうち、老人福祉センター及び一般住民の学習、保育、休養又は集会の用に供するための施設（学校（幼保連携型認定こども園を除く。）の施設を除く。）に係る補助の割合は、7.5/10とする。
- 4 吹付石綿使用施設が、社会情勢等の変化により、他の施設（防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令第12条の表の第2欄に掲げる施設又はこれらの施設に類する施設に限る。）に転用された場合には、当該吹付石綿使用施設を転用される前の施設とみなして、前3項の規定を適用する。